平成３０年（フ）第３１３号
仙台市青葉区荒巻神明町25番30―405号、従前の住所仙台市青葉区高野原１丁目18番地の９
債務者　石井加津美
１　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第９３号
秋田市土崎港西２丁目12番48号　ビレッジハウス土崎２―201
債務者　伊藤　幹子
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６５号
茨城県つくば市台町３丁目14番地１　シンビオーシスＡ棟102号
債務者　斉藤　義博
１　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第６５号
新潟市東区石山団地９番16―301号
債務者　奥田　道子
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４３号
新潟市北区木崎2761番地121
債務者　藤井　孝子
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４７号
新潟市西区小針１丁目16番17号
債務者　青木　隼人
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４９号
新潟市南区大通黄金６丁目５番地24　ハイツ黄金Ｂ―５号室
債務者　松崎　　勝
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５３号
新潟市中央区京王２丁目15番１号　京王パークビル301号
債務者　木村　富雄
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５４号
新潟市中央区京王２丁目15番１号　京王パークビル301号
債務者　木村　百恵
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５８号
新潟市中央区東湊町通３ノ町2567番地
債務者　金子　洋子
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６１号
新潟市東区秋葉通２丁目106番地85　デュオ秋葉201号
債務者　坂上　直美
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７８号
新潟市中央区紫竹１丁目７番６号　カーサラ・ペルラ　101号室、住民票上の住所新潟市秋葉区結2382番地
債務者　阿達　大輔
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８２号
新潟市東区藤見町１丁目18番３―23号
債務者　村山　節子
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８３号
新潟市東区藤見町１丁目18番３―23号
債務者　村山　宏美
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３６号
長野県佐久市三塚175番地10
債務者　田村　忠久
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第３９号
長野県南佐久郡南牧村大字野辺山308番地
従業員宿舎Ａ棟
債務者　神谷ひふみ
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
長野地方裁判所佐久支部